

長岡市生ごみバイオガス化事業 要求水準書（素案）「運営・維持管理編」への質問に対する回答

平成21年9月9日

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	別紙2					搬入基準(参考)	長大なものとは、具体的にどの程度の寸法でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
2						別紙2	別紙2の説明ページはどこですか。	本文中に表現しておりませんので、4. 受入業務の別紙とします。
3					別紙3	環境保全計画における必要項目及び頻度(参考)	本表の粉じんの対象としてはどのような種類(物質)を考えていますか？	乾燥設備からのSPM等を想定しています。
4					別紙3	環境保全計画における必要項目及び頻度(参考)	ばい煙、騒音、振動、悪臭の測定有資格者の常駐は必要ですか？	常駐は必要としません。
5					その他	電子申請登録	入札申請書(事業提案書)時には電子入札参加申請(登録)での対応が必要でしょうか？	基本的には不要です。
6					その他	除雪車両	積雪量はどれくらいでしょうか？ 除雪車両等は必要でしょうか？	入札公告時にお示しします。除雪車両等については、提案に委ねます。
7	4	2	3	3		生活環境影響調査書の遵守	本市が実施する調査と事業者が自ら行う調査の内容に違いがあるのでしょうか？	予測評価を行う上での基本条件の違いとご理解下さい。
8	4	2	3	4		一般廃棄物処理計画の遵守	長岡市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」については、閲覧させて頂けますか。	入札公告時に直近の年度のものを閲覧可能とします。
9	4	2	3	5		関係官公署の指導等	「～。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は、契約書に定める。」とありますが、現時点で想定している費用負担の定義をご教示下さい。	入札公告時にお示しします。
10	4	2	3	5		関係官公署の指導等	費用の負担については、別途提示される約款等の条項と密接不可分に関わりますので、それらの書面が提示された段階で別途質問させて頂きたく存じます。	ご意見として承ります。
11	6	2	4	7		本市の検査	立入り検査の頻度、回数は決まっているのでしょうか？	不定期に行います。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
12	6	2	4	8	(8)	健康診断	「事業者は、～、従業員に対して健康診断を実施し、～」とありますが、「事業者」とは「事業者の構成員または協力企業」であり、「従業員」とは「事業者の構成員または協力企業に所属する従業員」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	7	2	4	10		災害発生時の協力	事業者はその処理処分に協力することとありますが、本事業の処理対象物を本施設の処理能力の範囲で処理することにより、市の処理に協力するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は協議により決定します。
14	7	2	4	11		作成書類・提出書類	要求水準書に示されている書類以外で、新たに市から作成を求められた書類で、作成に大幅な負担が生じる場合は、当該書類作成に必要な増加費用は、市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	本要求水準書に明記されない事項であっても、本施設の目的達成上、当然、必要と思われるものは事業者の作成範囲となります。
15	9	2	5	2		提案書の変更	本条項については、別途提示される約款等の条項と密接不可分に関わりますので、それらの書面が提示された段階で別途質問させて頂きたく存じます。	ご意見として承ります。
16	9	2	5	4		契約金額の変更	「2.5.2、2.5.3 の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。」とありますが、市の指示により要求水準書が変更となり、事業者に追加費用・増加費用が発生した場合、当該費用は市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	本要求水準書に明記されない事項であっても、本施設の目的達成上、当然、必要と思われるものについては、事業者の業務範囲とします。
17	9	2	5	4		契約金額の変更	本条項については、別途提示される約款等の条項と密接不可分に関わりますので、それらの書面が提示された段階で別途質問させて頂きたく存じます。	ご意見として承ります。
18	9	2	5	5	(1)	本業務期間終了時の引渡し条件	文章中の「支障のない状態」とは本業務期間終了後も消耗品の交換を含め適切な点検整備がなされることを前提としていると考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	9	2	5	5	(1)	本業務期間終了時の引渡し条件	第I編 設計・建設業務編3.9.3.2(1)には「事業者は、引渡し後10年目にあって、施設全体としての性能及び機能を確認するため、監督職員又は本市職員立会いのもとに確認性能試験を実施した後、その後の運営・維持管理業務契約の完了までの期間の性能保証を行うこと。」とあり、運営・維持管理業務契約の完了後の性能保証は求めています。本項で要求される引渡し条件「維持管理・運営で業務期間終了後も継続して2年間にわたり使用することに支障のない状態にする」とは、具体的にはどのような条件を想定されているのでしょうか。	業務期間終了後に、定期的に必要なメンテナンスを行って、施設の性能条件が確保できる設備のレベルを想定しています。
20	9	2	5	5	(4)	本業務期間終了時の引渡し条件	指導を受ける研修者の費用負担は事業者負担ではないと解釈して宜しいでしょうか。	事業者の負担とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
21	10	2	5	5	(3)	教育と指導	「～、必要にして十分な教育と指導を行うこと。～」とありますが、「必要にして十分な」という部分の定義が明確ではないと思慮します。事業者が行う必要があるのは、提案を行った教育及び指導内容を履行すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。仮に、提案した以上の教育及び指導を市から要求された場合は、それに伴い生じる追加費用及び増加費用は市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	施設の安定稼働に必要な教育訓練を求めています。本施設の目的達成上、当然、必要と思われるものについては、事業者の業務範囲とします。
22	10	2	5	5	(4)	本業務期間終了時の引渡し条件、運転指導	運転指導を事業期間内に90日以上の上研修、現場研修、実施研修を行うとしています。当然研修を受講する人員の確保は市殿が行うものとして、実施研修60日以上の場合、責任者のみでなく実施作業に従事する作業員を含め全員に実施研修を行う必要があるかどうかお考えをお聞かせください。	施設の安定稼働に必要な教育訓練を求めています。研修を受講する人員は施設の運転稼働をする人員となりますので、事業者で確保してください。
23	10	2	5	5	(9)	引渡し時の詳細条件	「その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、本市と事業者の協議によるものとし、～」とありますが、提案時点で想定していた以上の引渡しにかかる業務が発生した場合は、当該業務発生に伴う追加費用・増加費用は、市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	事由によりませんが、本施設の目的達成上、当然、必要と思われるものについては、事業者の業務範囲とします。
24	10	2	5	6		運営・維持管理自主モニタリング	定期、随時のモニタリングの回数は事業者で決めたもので良いのでしょうか？	事業者の提案に委ねます。
25	11	3	2		(1)	有資格者の配置	廃棄物処理施設技術管理者の有資格者は入札申請書提出時点で必要ですか？	提案時を想定しています。
26	11	3	2		(2)	有資格者の配置	配置とは常駐を意味しますか？	常駐とは限りません。
27	11	3	2		(3)	表3-①運営・維持管理必要資格(参考)	表3-1の資格者は平成25年の運用開始年度でもよろしいでしょうか？	廃棄物処理施設技術管理者、ガス主任技術者は提案時を想定しています。
28	11	3	2		表3-1	有資格者の配置	提案書提出時に表3-1に記載されている技術者を決定する必要はございますでしょうか。	廃棄物処理施設技術管理者、ガス主任技術者は提案時を想定しています。
29	11	3	3	2	(1)	有資格者の配置	現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格を有し、生ごみバイオマス化施設の現場総括責任者として経験を有する技術者とありますが、「下水汚泥消化ガス施設の実績」ではいけないのでしょうか。	廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格を有し、下水汚泥消化ガス施設の実績を有する技術者は可能とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
30	13	4	2		(2)	受入管理	「事業者は貴市が収集し、本施設に搬入される廃棄物について、搬入禁止物の混入防止に努めること」とありますが、直接搬入ごみ同様の検査を実施する必要があるのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
31	13	4	2		(3)	受入管理	「搬入禁止物の混入防止に努めること。」とありますが、事業者では収集精度を管理できません。	本施設への受入時の混入防止を想定しています。
32	13	4	2		(3)	搬入禁止物の混入防止	搬入禁止物の混入防止に努めることを事業者に求めています。市が収集する委託、許可、持込搬入される搬入者に搬入禁止物の混入を指導徹底するのが効果的と考えます。事業者には搬入禁止物の混入物は排除努力を求めるのが合理的と考えますが如何でしょうか。	本施設への受入時の混入防止を想定しています。
33	13	4	2		(4)	受入管理	直接搬入ごみの搬入頻度についてご教示下さい。	不定期に搬入されます。
34	13	4	2		(5)	受入管理	「搬入基準は原則として毎年市が定める。」とありますが、安定運転の条件として、事業者にも関与が必須です。	ご意見として承りますが、事業者との協議の上で市が決定します。
35	13	4	2		(5)	受け入れ管理	「段ボール箱等に入れられたもの」とは第Ⅰ編 設計・建設業務編2.2.1.1①その他市民からの直接搬入を想定しているのでしょうか。その場合、市では市民からの直接搬入に対して、市による収集と同様の形態の指定等を導入される予定はあるのでしょうか。	事業者等からの直接搬入を想定しています。
36	13	4	2		(7)	受入管理	「市が収集する廃棄物」は(3)と同義でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
37	13	4	2		(7)	受入管理	「本市に報告し、本市の指示に従うこと。」とありますが、現実的な処置として「あらかじめ取り決めておいた対応をすると共に本市に報告する。対応できないものであった場合は本市の指示に従うこと。」としたらいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
38	13	4	2		(9)	受入管理	「搬入検査」について、検査の内容・頻度を提示願います。	事業者の提案に委ねます。
39	13	4	2		(9)	搬入検査	搬入車両に対して定期的に行う搬入検査の対象とする車両は委託、許可、持込車両と理解しますが如何でしょうか。	事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
40	13	4	2	(3)		受入管理	事業者が本施設に搬入される廃棄物についての搬入禁止物の混入防止に努めることと、ありますが実質的にはどういふことを行ったらよいのでしょうか？	事業者の提案に委ねます。
41	13	4	2	(4)		受入管理	直接搬入ごみを搬入しようとするものに対して、事業者が直接搬入ごみに含まれる搬入禁止物の検査をプラットフォーム内にて実施する、との御指示ですが実際にこのような業務を事業者が実施することはほとんど困難に近いものと考えます、具体的な作業内容につきましてご指示願います。	前段は意見として承ります。後段は事業者の提案に委ねます。
42	13	4	2	(6)		受入管理	搬入ごみの中から搬入禁止物を発見した場合、搬入者には搬入したごみ全部を持ち帰り返還させる、という意味でしょうか？	市との協議によりますが、事業者の提案に委ねます。現段階で本市としては、焼却可能な搬入ごみであれば、寿ごみ焼却施設での焼却を考えています。
43	13	4	4	2	(4)	受入管理	人員配置計画の参考として、直接搬入ごみの受入実績（頻度、量）を教えていただけないでしょうか。	生ごみのみの実績はございません。現在のところ寿ごみ焼却施設へ日曜祝日を除く毎日、不定期に搬入されています。
44	14	4	2		表4-1	本市が計量業務を行う時間	注記にて「登録車においては、無人にて受入可能とする」とありますが、『無人』の状態は貴市または事業者のどちらの状態を指しているのか御教示願います。	本市を示します。
45	14	4	2		表4-1	本市が計量業務を行う時間	『無人』が貴市の状態を指している場合、登録車は計量業務時間外あるいは休業日においても搬入が可能となるのでしょうか。	本市を示します。表4-1計量業務の休業日(2)に示す祝日は、計量機が無人でも登録車は搬入可能とします。なお、搬入可能時間は平日の計量時間と同様です。
46	14	4	2		表4-1	本市が計量業務を行う時間	『無人』が事業者の状態を際している場合、搬入車両が登録車であれば誘導員の配置は不要と考えてよろしいですか。	計量に関して示していますので、誘導員については事業者の提案に委ねます。
47	14	4	2	3		表4-1	登録車によって搬入される廃棄物に関する、混入防止の取り扱いについては、本市が収集して搬入される廃棄物と同様に、4. 2(3)及び(7)、(9)が適用されますか。	適用されます。
48	15	5	2	4	(1)	安定稼働の確認	90日以上長期安定稼働が可能か実証するとありますが、具体的な日程をご教示下さい。	市と事業者との協議の上決定します。
49	15	5	2	4	(1)	安定稼働の確認	長期安定稼働の実証期間中において、基本性能（性能保証基準値）を満足できなかった場合、ペナルティは発生するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	16	5	2	7	(1)	施設動線	「場内の動線については、別途貴市が指示する動線を遵守すること」とあります。動線を御指示願います。	入札公告時にお示しします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
51	16	5	2	10		車両の仕様	①使用車両の車庫証明は立地場所住所を使用しても差し支えありませんか？ ②1日の搬入車両台数は≒17台/4t車(=65t/日)となりますが、この様な想定でよろしいでしょうか？	①事業者にて車庫証明等の必要な手続きを行ってください。 ②家庭系の週4日としている搬入頻度と、事業系の不定期の搬入頻度を踏まえ計画してください。
52	17	5	3			搬入物の性状分析	「搬入された廃棄物の性状について、定期的分析・管理を行うこと」とありますが、対象は貴市収集廃棄物のみと考えて宜しいでしょうか。	処理対象物全般とします。
53	17	5	7			処理不適合物の計量等	処理不適合物を前処理選別物と記載していますが、前処理選別の範囲は発酵不適合物(事業提案で除去する範囲)と理解します。また、本市が指示する状態で適切に保管し、焼却場に搬送すること。なお、搬送に当たっては計量等を行うとは、適時焼却場に既設計量機で計量を行うとの理解で宜しいでしょうか。	適時、計量機にて搬出の際に計量を行うとの意図です。
54	17	5	7			処理不適合物の保管・搬送	「処理不適合物について、貴市が指示する状態で適切に保管」とあります。保管するための状態を指示願います。	外部環境へ影響のない方法で、寿ごみ焼却処理施設へ投入できることを想定しています。
	17	5	8		(1)	発酵残渣等の処分物の搬出		
55	17	5	7			処理不適合物の保管・搬送	処理不適合物をごみ焼却施設に搬送する場合、事業者が収集運搬業許可を有する必要はありますか。その場合、収集運搬業許可を有するものに再委託してもよろしいでしょうか。	許可の必要はございません。また、再委託は認めませんのでSPCが行ってください。
56	17	5	8		(2)	発酵残渣等の処分物の搬出	搬出は、事業者が収集運搬業許可を有する必要がありますか。その場合、収集運搬業許可を有する者に再委託してもよろしいでしょうか。	許可の必要はございません。また、再委託は認めませんのでSPCが行ってください。
57	18	5	9		(2)	搬出物の性状分析	処理不適合物は紙、プラスチック、ビニール等が想定されますが、性状まで分析しなければならないのでしょうか。	事業者が施設運営する上で必要となる性状分析を行う考えです。
58	18	5	9		(2)	搬出物の性状分析	「定期的分析」とありますが、頻度は搬入物と同様に1回/月程度という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は事業者の提案に委ねます。
59	18	5	9		(2)	搬出物の性状分析	搬出物の性状についての分析内容及び頻度をご教示下さい。	別紙3に記載のとおりですが、詳細は事業者の提案に委ねます。
60	18	5	11		(1)	管理値の設定	運転管理上の目安としての管理値を設定する。その管理値は法的拘束力が無い私的な管理数字との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
61	20	6	8			表6-1補修の範囲	更正修理とありますが、大型機器の更新等の大規模補修も含まれますでしょうか。もし含まれるようでしたら、15年間もの長期間におけるコストの見込みが困難であり、運転・維持管理費用の平準化を妨げる要因となりますので、本事業の範囲外としていただきたくお願いいたします。	大型機器の更新等の大規模補修は、本事業期間中に発生しないものと想定しています。必要な場合は、事業者の負担となります。
62	20	6	8		(4)	補修の実施	②には、不可抗力による破壊・故障等は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、この場合には不可抗力の規定が適用されます。
63	20	6	8		(4)	補修の実施	更正修理とありますが、大型機器の更新等の大規模補修も含まれますでしょうか。もし含まれるようでしたら、15年間もの長期間におけるコストの見込みが困難であり、除外していただきたくお願いいたします。	大型機器の更新等の大規模補修は、本事業期間中に発生しないものと想定しています。必要な場合は事業者の負担となります。
64	20	6	8		(4)	表6-1補修の範囲	緊急事故には不可抗力による破壊・故障等は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	含まれますが、費用負担については事業者が不可抗力を証明する必要があります。
65	20	6	8		(4)	表6-1補修の範囲	通常事後保全には、不可抗力による破壊・故障等の事後保全は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	緊急事故保全に含まれますが、費用負担については事業者が不可抗力を証明する必要があります。
66	20	6	9			精密機能検査	精密検査を実施するにあたり、再委託は可能でしょうか。	可能です。
67	20	6	9	(1)		精密機能検査	精密機能検査の結果、大規模修繕が必要な場合については、別途協議ということになるのでしょうか。また、精密機能検査は第三者機関が行う必要があるのでしょうか。	大型機器の更新等の大規模補修は、本事業期間中に発生しないものと想定しています。必要な場合は事業者の負担となります。精密機能検査の実施は、事業者の提案に委ねます。
68	20	6	9		(1)	精密機能検査の実施	精密機能検査の結果を踏まえ点検・検査計画及び補修計画の見直しを行うこと、維持管理運転期間中の機能を一番身近で把握し対応が必要とする業務者自らが行うことが本検査の目的を踏まえ合理的と理解しますが如何でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
69	21	6	11			利用者・見学者の安全確保	利用者・見学者の安全確保の他に、施設見学者に対し「貴市職員と合わせて生ごみバイオガス化施設の必要な説明にあたること」とありますが、貴市職員の補助と考えて宜しいですか。	本市職員が、環境衛生センターの説明と合わせて生ごみバイオガス化施設の概要説明を行います。バイオガス化施設における現地説明は事業者で対応することを想定しています。
70	21	6	12		(3)	機器更新	本条項については、別途提示される約款等の条項と密接不可分に関わりますので、それらの書面が提示された段階で別途質問させていただきます。	ご意見として承ります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
71	23	8	2		(2)	一定量以上のバイオガス	一定量以上のバイオガスが発生した場合について、事業者へ還元することがありますが、ここで言う還元とは、ガスが事業者へ還元されるのではなく、実施方針3頁イ)に記載の「民間のモチベーション向上のため、バイオガスの有効利用量に応じて、PFI 事業者へのサービス購入料が変動する」ことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	23	8	2		(2)	バイオガスの有効利用	バイオガス発電を選択した場合、余剰電力を本事業の施設で利用できるものと理解してよろしいでしょうか。	電力は原始的に市の所有となり、その扱いは市が決定します。なお、本市としては、既設焼ごみ焼却施設の電気室より本施設へ接続する系統により、電力消費及び逆潮を行うことを想定しています。そのため、本施設での余剰電力を焼ごみ焼却処理施設で利用することを想定しています。
73	23	8	3		(1)	バイオガス以外の有効利用	提案量については必ず全量を市から有償で譲渡いただくことになるのでしょうか。(8.3(2)も関連)	残渣の有効利用量が提案量と同等又は下回る場合は、有効利用できた量を市がSPCIに売却します。提案量を有効利用できなかった場合の排出量については、一定のペナルティを想定しています。
74	23	8	3		(2)	バイオガス以外の有効利用	提案量を下回って有効利用の予定が立たない発酵残渣、排水等については、市から有償で譲渡いただくことなく、市に有償で処分をお願いするものと理解してよろしいでしょうか。	提案量を有効利用できなかった場合の排出量については、一定のペナルティを想定しています。
75	23	8	3		(2)	有効利用できない発酵残渣、排水等の処理費用	事業者の提案量を下回って有効利用できない発酵残渣、排水等が生じた場合は市は処理し費用を請求するとの事ですが、発酵残渣、排水等の有効利用頻度が四季において偏った有効利用を行うとした場合の提案は可能と考えますが如何でしょうか。	有効利用量の算定は、年間での提案量で行うことを想定しています。
76	23	8	3	(2)		残渣有効利用	提案量を下回って有効利用できなかった発酵残渣、排水等について、事業者は貴市が実施する処理に応じて必要となる費用を支払う、とありますが投入対象物の性状とも併せて具体的にはどう対処すべきでしょうか？	提案量を有効利用できなかった場合の排出量については、一定のペナルティを想定しています。また、事業者が、受入混入物等の性状が大幅に異なっていることを証明した場合は、本市の負担と想定しています。
77	24	9	5		(1)	環境保全報告	環境保全計画に関して具体的な内容をご提示ねがいます？	事業者の提案に委ねます。
78	24	9	6		(1)	作業環境保全報告	作業環境保全計画に関して具体的な内容をご提示ねがいます？	事業者の提案に委ねます。
79	26	10	4		(3)	施設警備・防犯	①本項目の場内警備の詳細を確認できますか？ ②場内警備はどの程度の内容で行うのですか？ ③24hの常駐管理を求めていますか？	①本市としては、生ごみバイオガス化施設について、可燃性ガス等も存在することから、生ごみバイオガス化施設の場内警備を求めています。 ②事業者の提案に委ねます。 ③常駐管理は求めていませんが、可燃性ガス等も存在することから侵入者等の対応については求めます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
80	26	10	4		(3)	施設警備・防犯	寿ごみ焼却施設、下水処理場等既存設備の警備・防犯体制についてご教示下さい。	寿ごみ焼却施設においては、職員が24h常駐しているため、火災警報のみ警備会社と連絡が取れる体制となっています。その他最終処分場等の無人となることのある施設については、機械警備を行っています。
81	26	10	4		(3)	施設警備・防犯	施設警備は、警備業法に基づく警備でしょうか。	自主管理に基づく警備です。
82	26	10	5			見学者の対応	現状想定している見学会実施回数をご教示下さい。また、提案時に提示された見学回数に比べ、大幅に見学回数が増えた場合は、それに伴う増加費用は、市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	相当数の見学が見込まれますので、事業者の業務範囲として提案してください。なお、見学回数の増加による増額は考えておりません。
83	26	10	6		(2)	住民対応	住民協定の存在の有無、あればその内容をご開示下さい。	現段階ではございません。
84	26	10	7			車両誘導	誘導員は、交通誘導警備業務検定（1級又は2級）の有資格（者）が必要でしょうか？	事業者の提案に委ねます。
85	27	10	5		(1)	見学者対応	現状、想定されている見学者受け入れの年間頻度及び人数をご教示下さい。	相当数の見学が見込まれますので、事業者の業務範囲として提案してください。